

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 京都府における緊急事態措置



京都府知事 西脇 隆俊



# 京都府緊急事態措置の概要

●区域：京都府全域

●期間：令和2年4月17日～令和2年5月6日

## 1 外出自粛の要請

- ▶医療機関への通院、生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し、職場への出勤(在宅勤務(テレワーク)等の取組を要請)など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請
- ▶特に、「3つの密」(密閉、密集、密接)が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

## 2 イベントの開催自粛の要請

- ▶イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請  
具体例：文化的イベント(コンサート等)、催事(物産展等)、式典 など



# 京都府緊急事態措置の概要

## 3 施設の使用制限(休業)等を要請等

4月18日  
0時から

### (1) 基本的に休止を要請しない施設 (適切な感染防止対策の協力を要請)

社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等

医療施設、生活必需物資販売施設(食料品売場等)、食事提供施設(飲食店等)、  
宿泊施設、交通機関等、金融機関・官公署等、その他(理美容等)

※ただし、飲食店等の営業時間については、午前5時～午後8時、  
酒類の提供は午後7時までとすることを要請

### (2) 基本的に休止を要請する施設 (施設の使用制限を要請)

遊興施設(ナイトクラブ等)、劇場等(映画館等)、集会・展示施設、  
運動施設(ボウリング場等)、遊技施設(パチンコ店等)、文教施設(学校)  
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設・・・1,000㎡を超える場合



## 京都府からの休業要請に協力いただいた中小企業・ 個人事業主に対する支援給付金を創設

中小企業	20万円	個人事業主	10万円
------	------	-------	------

※ その他の支援制度も活用

- ・国からの持続化給付金(法人200万円 個人事業主100万円)
- ・雇用調整助成金の特例措置
- ・事業再開時に向けた緊急支援補助(最大30万円)
- ・民間金融機関による無利子・無保証料融資

など



# 緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

## 【コールセンターの概要】

名称: 京都府緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月17日(金)

開設時間: 平日9時～18時  
(ただし、令和2年4月18日(土)、19日(日)は開設しません)

受付方法: 専用電話(3回線)

**受付電話番号: 075-414-5907**

※京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定

# 京都府民の皆様へのお願い

国においては、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大するとともに、特に京都府については、重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要がある13都道府県の1つとして、特定警戒都道府県に位置づけられました。

これを受けて、京都府では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置等」を決定し、今後、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月17日から5月6日の間、京都府内の全ての地域において、これまで以上に徹底した取り組みをお願いすることといたしました。

## 1 外出自粛の要請

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないこと
- ・「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

## 2 イベントの開催自粛の要請

- ・イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

## 3 施設の使用制限の要請（令和2年4月18日0時～5月6日）

- ・遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊戯施設、文教施設等の施設の使用制限の要請
- ・社会生活を維持する上で必要となる飲食店について、午前5時から午後8時までの営業とするよう要請

府民の皆さまのこの間のご協力に対しまして感謝申し上げますとともに、一層の感染拡大防止のため、人との接触機会を最低7割、極力8割程度の低減を目指していただき、皆さまの尊い生命や健康、ご家族や大切な方を守るため、何卒、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年4月17日

京都府知事 西脇 隆俊

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に関する不明・不安な点がある場合は、京都府が新たに設置する「緊急事態措置コールセンター（075-414-5907）へご相談ください。